

資料要求に係る要請について

平成 20 年 10 月 3 日  
厚 生 労 働 省

9月12日に自民党国対から、資料要求への対応について概ね以下の趣旨の要請があった。

各省の事務負担軽減の観点から、自民党国会対策委員長から民主党国会対策委員長に対し、資料要求のあり方等に関するルールづくりを申し入れている。これを踏まえ、資料要求への対応については、既存の資料を提出するような場合を除き、自民党国対に知らせてほしい。

注

本要請については、野党からの資料要求に関し、事前に知らせてほしいとの趣旨と解している。

また、資料の提出についての判断は大臣が行うものであり、自民党国対にお知らせしたことにより、提出を控える等の指示が行われるものではない。